

奈良市公報

第37号

令和2年11月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

| 月 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
|-------|-----|-----------------------------------|--------|
| 10 1 | 495 | 奈良市公報号外第25号に掲載 | 産業政策課 |
| 10 1 | 496 | 令和2年度奈良市一般会計補正予算等の要領 | 財政課 |
| 10 1 | 497 | 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 | 保護課 |
| 10 1 | 498 | 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定 | 障がい福祉課 |
| 10 1 | 499 | 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新) | 障がい福祉課 |
| 10 1 | 500 | 児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定(更新) | 障がい福祉課 |
| 10 1 | 501 | 奈良市公報号外第25号に掲載 | 介護福祉課 |
| 10 2 | 502 | 生活保護法の規定による施術者の指定 | 保護課 |
| 10 2 | 503 | 生活保護法の規定による施術者の指定 | 保護課 |
| 10 2 | 504 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 | 介護福祉課 |
| 10 2 | 505 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 介護福祉課 |
| 10 5 | 506 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 10 5 | 507 | 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止 | 障がい福祉課 |
| 10 6 | 508 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 10 6 | 509 | 道路の位置指定の一部廃止 | 建築指導課 |
| 10 7 | 510 | 奈良市公報号外第25号に掲載 | 総合政策課 |
| 10 9 | 511 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 10 12 | 512 | 放置自転車等の処分 | 環境政策課 |
| 10 12 | 513 | 道路の位置指定 | 建築指導課 |
| 10 13 | 514 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出 | 保護課 |
| 10 13 | 515 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 10 13 | 516 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 10 15 | 517 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |

| | | | | |
|-----------|----|-----|----------------------|--------|
| 10 | 15 | 518 | 令和2年度市・県民税納税通知書の公示送達 | 市民税課 |
| 10 | 15 | 519 | インフルエンザ予防接種の実施の一部改正 | 健康増進課 |
| 公 営 企 業 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 10 | 1 | 49 | 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 | 下水道事業課 |
| 10 | 5 | 50 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止 | 経営企画課 |
| 10 | 7 | 51 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止 | 経営企画課 |
| 10 | 7 | 52 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定 | 経営企画課 |
| 10 | 12 | 53 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定 | 経営企画課 |
| 10 | 12 | 54 | 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定 | 経営企画課 |
| 教 育 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 10 | 15 | 20 | 定例教育委員会の開催 | 教育政策課 |
| 農 業 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | |
| 10 | 7 | 14 | 農業委員会総会の招集 | |

告 示

奈良市告示第496号

令和2年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和2年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和2年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,885,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,826,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|------------------|--------------|------------------|
| 12. 地方交付税 | | 千円 14,700,000 | 千円 74,092 | 千円 14,774,092 |
| | 1. 地方交付税 | 14,700,000 | 74,092 | 14,774,092 |
| 16. 国庫支出金 | | 65,771,991 | 1,763,162 | 67,535,153 |
| | 1. 国庫負担金 | 19,309,368 | 98,601 | 19,407,969 |
| | 2. 国庫補助金 | 38,352,200 | 245,769 | 38,597,969 |
| | 4. 国庫交付金 | 7,986,876 | 1,418,792 | 9,405,668 |
| 17. 県支出金 | | 9,604,080 | 141,860 | 9,745,940 |
| | 2. 県補助金 | 2,133,333 | 42,838 | 2,176,171 |
| | 4. 県交付金 | 1,545,518 | 99,022 | 1,644,540 |
| 18. 財産収入 | | 481,770 | 407,212 | 888,982 |
| | 2. 財産売払収入 | 182,429 | 407,212 | 589,641 |
| 19. 寄附金 | | 312,200 | 8,000 | 320,200 |
| | 1. 寄附金 | 312,200 | 8,000 | 320,200 |
| 21. 繰越金 | | 185,112 | 551,583 | 736,695 |
| | 1. 繰越金 | 185,112 | 551,583 | 736,695 |
| 23. 市債 | | 21,352,400 | 939,100 | 22,291,500 |
| | 1. 市債 | 21,352,400 | 939,100 | 22,291,500 |
| 歳入合計 | | 184,941,150 | 3,885,009 | 188,826,159 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------------|------------------|---------------|------------------|
| 2. 総務費 | | 千円 16,813,758 | 千円 926,849 | 千円 17,740,607 |
| | 1. 総務管理費 | 12,767,755 | 704,895 | 13,472,650 |
| | 2. 企画費 | 1,831,380 | 48,249 | 1,879,629 |
| | 3. 徴税費 | 1,205,927 | 33,000 | 1,238,927 |
| | 4. 戸籍住民基本台帳費 | 662,818 | 98,905 | 761,723 |
| | 5. 選挙費 | 71,622 | 41,800 | 113,422 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 3. 民生費 | | 99,486,544 ^{千円} | 1,392,342 ^{千円} | 100,878,886 ^{千円} |
| | 1. 社会福祉費 | 63,687,890 | 530,754 | 64,218,644 |
| | 2. 児童福祉費 | 22,571,383 | 778,404 | 23,349,787 |
| | 3. 生活保護費 | 13,028,793 | 83,184 | 13,111,977 |
| 4. 衛生費 | | 15,435,792 | 259,520 | 15,695,312 |
| | 1. 保健衛生費 | 7,661,017 | 173,440 | 7,834,457 |
| | 2. 保健所費 | 1,341,521 | 82,631 | 1,424,152 |
| | 3. 清掃費 | 5,894,079 | 3,449 | 5,897,528 |
| 5. 労働費 | | 129,126 | 60,000 | 189,126 |
| | 1. 労働諸費 | 129,126 | 60,000 | 189,126 |
| 6. 農林水産業費 | | 677,087 | 546 | 677,633 |
| | 1. 農林費 | 677,087 | 546 | 677,633 |
| 7. 商工費 | | 2,329,510 | 418,000 | 2,747,510 |
| | 1. 商工費 | 2,329,510 | 418,000 | 2,747,510 |
| 8. 観光費 | | 1,395,312 | 3,738 | 1,399,050 |
| | 1. 観光費 | 1,395,312 | 3,738 | 1,399,050 |
| 9. 土木費 | | 11,832,883 | 39,400 | 11,872,283 |
| | 3. 河川費 | 449,724 | 26,400 | 476,124 |
| | 6. 住宅費 | 501,693 | 13,000 | 514,693 |
| 10. 消防費 | | 4,288,830 | 52,350 | 4,341,180 |
| | 1. 消防費 | 4,288,830 | 52,350 | 4,341,180 |
| 11. 教育費 | | 13,868,173 | 325,052 | 14,193,225 |
| | 1. 教育総務費 | 5,331,267 | 105,412 | 5,436,679 |
| | 2. 小学校費 | 1,353,849 | 62,000 | 1,415,849 |
| | 3. 中学校費 | 792,582 | 30,000 | 822,582 |
| | 4. 高等学校費 | 1,182,419 | 73,000 | 1,255,419 |
| | 6. 社会教育費 | 1,391,346 | 45,047 | 1,436,393 |
| | 7. 保健体育費 | 2,831,244 | 9,593 | 2,840,837 |
| 14. 諸支出金 | | 194,715 | 407,212 | 601,927 |
| | 2. 財政調整基金 | 5,000 | 407,212 | 412,212 |
| 歳出合計 | | 184,941,150 | 3,885,009 | 188,826,159 |

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------|--------------------|---------------|
| 私立保育所施設整備費補助事業 | 令和2年度から 令和3年度まで | 千円 169,139 |

第3表 地方債補正

1. 変更分

| 起債の目的 | 限 度 額 | |
|-----------|-----------------|-----------------|
| | 補 正 前 | 補 正 後 |
| 庁舎等施設整備事業 | 千円 2,694,200 | 千円 3,237,200 |
| 福祉施設整備事業 | 1,275,100 | 1,315,300 |
| 河川事業 | 282,000 | 308,400 |
| 臨時財政対策 | 5,100,000 | 5,429,500 |
| 計 | 21,352,400 | 22,291,500 |

令和2年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和2年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ34,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,614,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|----------|--------------|--------------|--------------|
| 3. 国庫支出金 | | 千円 39,000 | 千円 22,076 | 千円 61,076 |
| | 2. 国庫交付金 | — | 22,076 | 22,076 |
| 4. 県支出金 | | 26,052,384 | 1,355 | 26,053,739 |
| | 1. 県補助金 | 26,052,384 | 1,355 | 26,053,739 |
| 7. 繰越金 | | — | 11,177 | 11,177 |
| | 1. 繰越金 | — | 11,177 | 11,177 |
| 歳 入 合 計 | | 35,580,000 | 34,608 | 35,614,608 |

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|------------------|---------------|--------------|---------------|
| 1. 総務費 | | 千円 404,299 | 千円 27,110 | 千円 431,409 |
| | 1. 総務管理費 | 318,102 | 8,430 | 326,532 |
| | 2. 賦課徴収費 | 85,491 | 18,680 | 104,171 |
| 7. 諸支出金 | | 116,590 | 7,498 | 124,088 |
| | 1. 還付及び 還付加算金 | 111,790 | 7,498 | 119,288 |
| 歳 出 合 計 | | 35,580,000 | 34,608 | 35,614,608 |

令和2年度奈良市介護保険 特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ187,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,587,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------|-----------------|-----------|-----------------|
| 6. 繰入金 | | 千円 5,250,743 | 千円 590 | 千円 5,251,333 |
| | 2. 基金繰入金 | 87,499 | 590 | 88,089 |
| 7. 繰越金 | | — | 186,465 | 186,465 |
| | 1. 繰越金 | — | 186,465 | 186,465 |
| 歳入合計 | | 33,400,000 | 187,055 | 33,587,055 |

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------------------|--------------|---------------|---------------|
| 5. 諸支出金 | | 千円 11,400 | 千円 187,055 | 千円 198,455 |
| | 1. 償還金及び 還付加算金 | 11,400 | 187,055 | 198,455 |
| 歳出合計 | | 33,400,000 | 187,055 | 33,587,055 |

令和2年度奈良市病院事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| （科 目） | | （既決予定額） | （補正予定額） | （計） |
|-------|--------|-----------|-----------|-------------|
| | | 収 | 入 | |
| 第1款 | 病院事業収益 | 854,519千円 | 980,475千円 | 1,834,994千円 |
| 第2項 | 医業外収益 | 641,202千円 | 980,475千円 | 1,621,677千円 |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 | 病院事業費用 | 899,800千円 | 980,475千円 | 1,880,275千円 |
| 第1項 | 医業費用 | 744,592千円 | 980,475千円 | 1,725,067千円 |

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「71,682千円」を「195,938千円」に改める。

奈良市告示第 497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年10月1日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|-----------|------------------------|---------------|--------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 奈良市立都祁診療所 | 奈良県奈良市都祁白石町 1084番地 | 居宅 居宅療養管理指導 | 令和2年 9月1日 |
| 奈良市長 | 奈良県奈良市二条大路南一丁目 1番1号 | 介護予防 居宅療養管理指導 | |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 10月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和2年 10月 1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 | 指定有効期限 |
|------------|-------------------------------|----------|---|---------------------------|----------|-------------------------------------|----------------------------|--------------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | | |
| 2920100407 | 特定非 営利活 動法人 ぱるぱ る | 630-8001 | 奈良県 奈良市 法華寺 町 153 番地の 4 小春ビ ル | グループ ホーム福 | 630-8131 | 奈良県 奈良市 大森町 6-10 | 共同生活 援助 | 令和 8 年 9 月 30 日 |
| 2910103213 | 社会福 祉法人 史明会 | 630-2192 | 奈良県 奈良市 鹿野園 町 1584-2 | 障害者支 援施設 ボイス西 ノ京 | 630-8054 | 奈良県 奈良市 七条西 町二丁 目 928 | 短期入所 生活介護 施設入所 支援 | 令和 8 年 9 月 30 日 |
| 2910103221 | 株式会 社 ツクイ | 233-0002 | 神奈川 県横浜 市港南 区上大 岡西一 丁目 6-1 | ツクイ奈 良 | 630-8314 | 奈良市 川之上 突抜北 方町 10 番 1 号 | 居宅介護 重度訪問 介護 | 令和 8 年 9 月 30 日 |

奈良市告示第499号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 10月 1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和 2年 10月 1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 | 指定有効期限 |
|------------|----------|----------|-------------------|--------------------|----------|-------------------|--------|-----------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | | |
| 2910100102 | 有限会社やまびこ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10 | ホームヘルプステーショングットライフ | 631-0806 | 奈良県奈良市朱雀五丁目3番地の10 | 同行援護 | 令和8年9月30日 |

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の2第1号の規定に基づき告示する。

令和 2年 10月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 指定更新年月日 令和 2年 10月 1日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 | 指定有効期限 |
|------------|--------------------------------------|----------|--|----------|----------|---|----------------------------------|---------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | | |
| 2950161311 | 特定非 営利活 動法人 ザ・ホ ープフ ル | 544-0012 | 大阪府 大阪市 生野区 巽西一 丁目2 番3号 | のんた ん | 631-0033 | 奈良県 奈良市 あやめ 池南一 丁目1番 14号 | 児童発達 支援 放課後等 デイサー ビス | 令和8年9 月30日 |

奈良市告示第 502 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年10月2日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|----------|---------------------|--------|---------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 松井 美空 | | はり・きゅう | 令和2年 10月1日 |
| ピオラ鍼灸院 | 奈良県奈良市南京終町 768-5 | | |

奈良市告示第 503 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年10月2日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|-----------------|-------------------------------------|--------|---------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 川上 美晴 | | あんま | 令和2年 10月1日 |
| きづな鍼灸 マッサージ院 | 奈良県奈良市法華寺町 1376-3 フルール一条 201号 | | |
| 川上 美晴 | | はり・きゅう | 令和2年 10月1日 |
| きづな鍼灸 マッサージ院 | 奈良県奈良市法華寺町 1376-3 フルール一条 201号 | | |

奈良市告示第 504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和2年10月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和2年10月1日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|---------|---------|-----------------------|-------|----------------|
| | | 名称 | 住所 | 名称 | 住所 |
| 2970108433 | 居宅介護支援 | 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 | ツクイ奈良 | 奈良市川之上突抜町10番1号 |

奈良市告示第 505号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和2年10月2日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和 2年 10月 1日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|---------|---------|-------------------------------|------------------|--------------------|
| | | 名称 | 住所 | 名称 | 住所 |
| 2970108425 | 通所介護 | 株式会社八重桜 | 奈良市法蓮町 410番地の2 | デイサービス八重桜西奈良 | 奈良市平松一丁目29-9 |
| 2970108433 | 通所介護 | 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号 | ツクイ奈良 | 奈良市川之上突 抜町10番1号 |
| 2970108433 | 訪問介護 | 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号 | ツクイ奈良 | 奈良市川之上突 抜町10番1号 |
| 2970108441 | 通所介護 | 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6番1号 | ツクイ奈良み あ と | 奈良市四条大路 五丁目4-37 |

奈良市告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年10月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年5月13日 奈良市指令整開 第20A-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年10月5日 第1743号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町640番3及び641番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西木辻町91番地の4

アメニティーライフ・アシスト 理事長 山田 行伸

奈良市告示第 507 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 2 年 10 月 5 日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和 2 年 9 月 30 日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|-------------|----------|-------------------------------|-------|----------|---------------|--------------------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910101795 | 株式会社 ツクイ | 233-0002 | 神奈川県横浜市港南区 上大岡西一丁目 6 番 1 号 | ツクイ奈良 | 630-8314 | 川之上突抜北方町 10-1 | 居宅介護 重度訪問 介護 |

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年10月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年10月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第509号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定された道路（昭和42年 奈良県告示第167号 指定番号 第41105号）の一部を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和2年10月6日

奈良市長 仲川 元庸

| | |
|-----------|--------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市三碓町2250番地9 |
| 申請者氏名 | 株式会社M. I. E 代表取締役 江川 美奈子 |
| 廃止する道路の位置 | 奈良市三碓町2250番6の一部 |
| 廃止する道路の幅員 | 最大4.00m 最小4.00m |
| 廃止する道路の延長 | 22.04m |
| 廃止年月日 | 令和2年10月6日 |
| 廃止番号 | 第R0204号 |

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年10月 9 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年10月9日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 5/2号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和2年10月2日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和2年10月2日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年3月3日、同月8日、同月9日、同月13日、同月16日、同月17日及び同月23日

奈良市告示第 513 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年10月12日

奈良市長 仲川 元庸

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 申請者住所 | 奈良市法蓮町262番地の11 |
| 申請者氏名 | 池田 英児 |
| 道路の位置 | 奈良市法蓮町406番1、同番4、407番2、408番2及び同番3の各一部 |
| 道路の幅員 | 最大5.00m 最小4.00m |
| 道路の延長 | 34.989m |
| 指定年月日 | 令和2年10月12日 |
| 指定番号 | 第R0203号 |

奈良市告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年10月13日

奈良市長 仲川元庸

| | 指定介護機関 | | 開設者 | 変更年月日 |
|---|--------------------|--------------------------|------------|---------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 旧 | 訪問看護ステーション 佐保の里 | 奈良県奈良市宝来三丁目16番4号 2階 | 株式会社ライフアート | 令和2年 6月13日 |
| 新 | 訪問看護ステーション 佐保の里 | 奈良県奈良市佐保台二丁目902番地 377 | コミュニティ | |
| 旧 | 吉祥寺デイサービス | 奈良県奈良市学園北一丁目15番1号 | 株式会社ききょう | 令和2年 8月1日 |
| 新 | 吉祥寺デイサービス | 奈良県奈良市富雄元町三丁目 1番13号 | | |
| 旧 | 訪問介護ステーション 佐保の里 | 奈良県奈良市宝来三丁目16番4号 2階 | 株式会社ライフアート | 令和2年 6月13日 |
| 新 | 訪問介護ステーション 佐保の里 | 奈良県奈良市佐保台二丁目902番地 377 | コミュニティ | |
| 旧 | ききょうデイサービス | 奈良県奈良市学園北一丁目15番1号 | 株式会社ききょう | 令和2年 8月1日 |
| 新 | 富雄吉祥寺 デイサービス | 奈良県奈良市富雄元町三丁目 1番13号 | | |

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年10月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年 1月 8日 奈良市指令整開 第19A-26号

令和2年 6月17日 奈良市指令整開 第19A-26-1号

令和2年 9月 4日 奈良市指令整開 第19A-26-2号

令和2年10月 1日 奈良市指令整開 第19A-26-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年10月13日 第1744号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南七丁目845番1、845番29、845番30、845番31、
845番32及び845番33

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年10月13日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年 7月14日 奈良市指令整開 第20A-14号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年10月13日 第1745号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町948番1及び948番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中山町西二丁目1012番地の32 世良 美奈

奈良市中山町西二丁目1052番地の22 大橋 加奈子

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和2年10月16日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和2年10月15日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第518号

令和2年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和2年10月15日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和2年度市・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

省略

3 送達を受けるべき者

省略

奈良市告示第 519号

令和 2 年奈良市告示第 474 号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 15 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙表中

| | | | |
|---------|-------|-----------------------|---------|
| 中島クリニック | 中島 仁一 | 鶴舞東町2-11 松下 興産ビル1F | 47-3344 |
|---------|-------|-----------------------|---------|

を

| | | | |
|---------|-------|-----------------------|---------|
| 中島クリニック | 中島 仁一 | 鶴舞東町2-11 松下 興産ビル1F | 47-3344 |
| 仲宗根医院 | 仲宗根 繁 | 学園北二丁目 1-6-101 | 43-8686 |

に改める。

公當企業

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和2年10月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年10月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和2年10月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市 西登美ヶ丘一丁目、疋田町一丁目、学園大和町一丁目、尼辻北町

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

| 処理分区 | 起 点 | 終 点 | 告示位置図No. |
|------------|------------------|-----------------|----------|
| 佐保川第1処理分区 | 西登美ヶ丘一丁目4007-189 | 西登美ヶ丘一丁目4007-83 | ① |
| 佐保川第10処理分区 | 疋田町一丁目3-4 | 疋田町一丁目3-2 | ② |
| 富雄川第8処理分区 | 学園大和町一丁目1002-3 | 学園大和町一丁目1001 | ③ |
| 佐保川第10処理分区 | 尼辻北町296 | 尼辻北町35-1 | ④ |

3 公共汚水柵を設置し、供用を開始する場所

| 処理分区 | 場所 | 告示位置図No. |
|------------|------------|----------|
| 富雄川第10処理分区 | 石木町830、831 | ⑤ |
| 大安寺第3処理分区 | 法蓮町367-8 | ⑥ |
| 南奈良第2処理分区 | 白毫寺906-6 | ⑦ |
| 大安寺第3処理分区 | 法蓮町203-1 | ⑧ |
| 佐保川第5処理分区 | 中山町1701-4 | ⑨ |

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
分流、合流

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
位置図省略

奈良市企業局告示第50号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月5日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 届 出 日 |
|--------|-------|--------------|-----------|
| 和田水道工業 | 和田 昌美 | 奈良市大和田町294番地 | 令和2年10月2日 |

奈良市企業局告示第51号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月7日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 届 出 日 |
|---------|-------|-------------|-----------|
| 岡下設備工業所 | 岡下 誠一 | 奈良市神殿町262-2 | 令和2年9月29日 |

奈良市企業局告示第52号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月7日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|---------|-------------|------------------|-----------|
| 株式会社 環研 | 代表取締役 西端 邦彦 | 大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号 | 令和2年9月18日 |
| 赤松設備工業所 | 赤松 英樹 | 奈良市南京終町七丁目545-3 | |

奈良市企業局告示第53号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月12日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|---------|-------|-------------|-----------|
| 岡下設備工業所 | 岡下 潔 | 奈良市神殿町262-2 | 令和2年9月29日 |

奈良市企業局告示第54号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和2年10月12日

奈良市公営企業管理者 池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------|
| 株式会社 ユー アイ技研 | 代表取締役 二 越 公嗣 | 大阪府羽曳野市埴生野577番 地の4 | 令和2年10月2日 |

教育委員会

奈良市教育委員会告示第20号

令和2年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和2年10月15日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和2年10月20日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第27号 令和3年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議案第28号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第29号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第30号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

協議事項

(1) 「奈良市の目指す教育について～次期奈良市教育振興基本計画（案）について～」

(2) 「（仮称）一条高等学校附属中学校の設置について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第14号

奈良市農業委員会令和2年10月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和2年10月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和2年10月14日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市三条本町13-1

奈良市教育センター8階 多目的講座室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 事業計画変更申請について
- (4) 農地の公売に係る買受適格証明について(委員会許可分)
- (5) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(9月専決処理分)
- (8) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (9) 許可・受理の取消しについて(9月専決処理分)
- (10) 水田・畑地造成形質変更届出について(9月専決処理分)
- (11) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (12) 知事許可について(9月許可分)